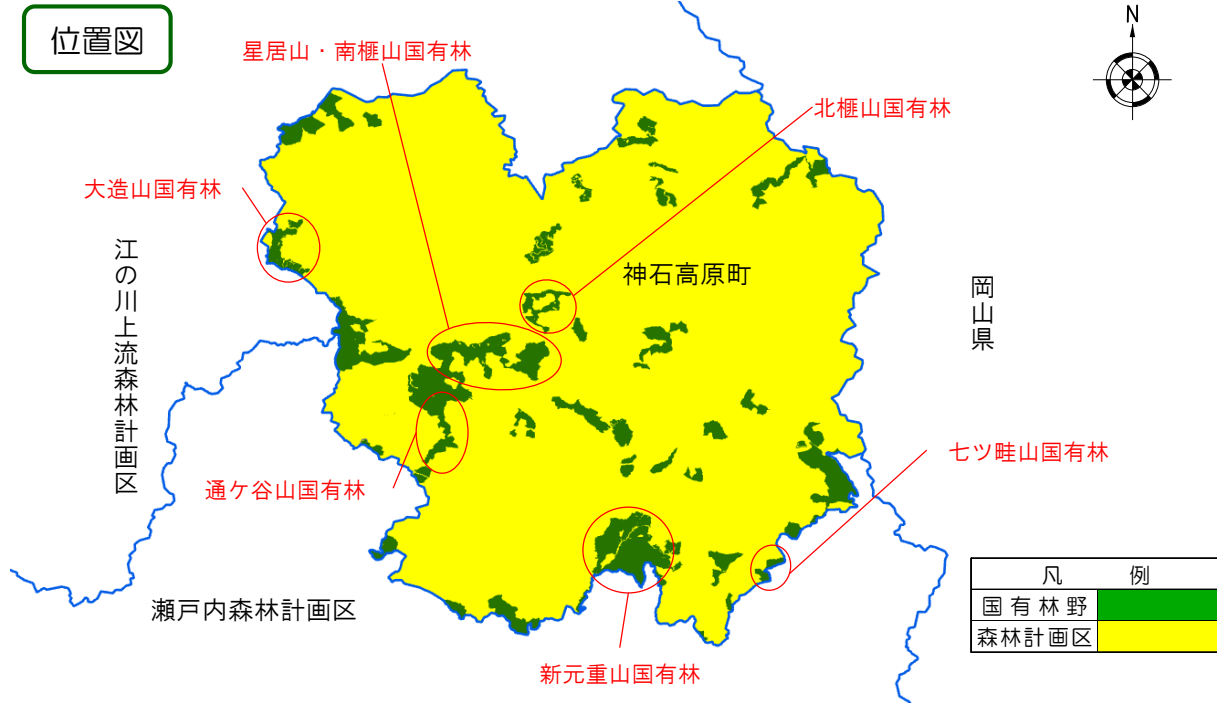


地域管理経営計画の概要

高梁川上流森林計画区（広島県）

1 森林計画区の概況

国有林野面積は3,702haであり、数～数百haの大小さまざまな団地が計画区内に散在しています。



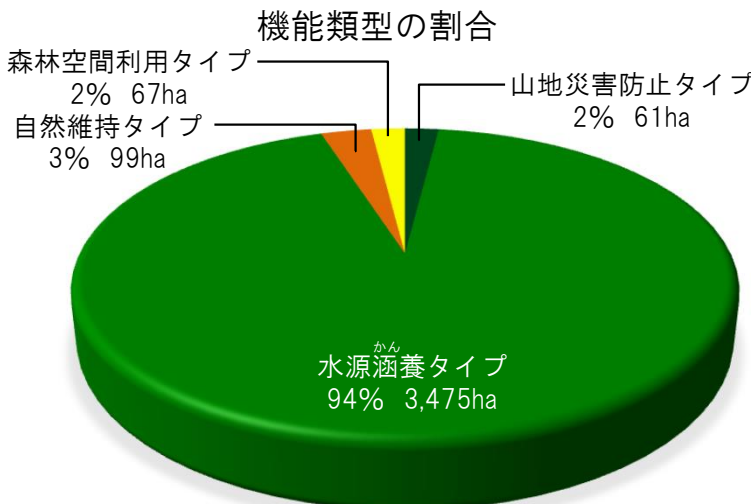
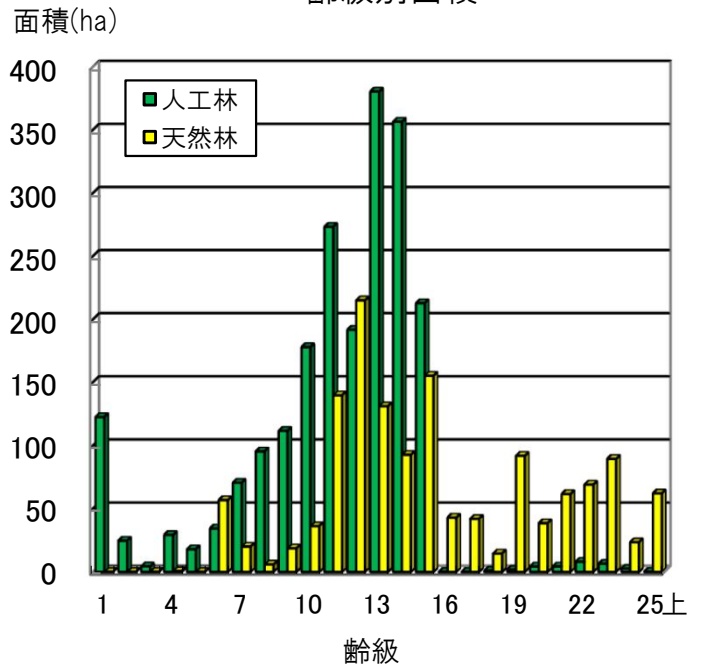
計画区内の総土地面積に占める国有林野の面積割合は10%、森林面積に占める割合は12%となっています。国有林野のうち98%が水源かん養保安林となっており、重要な水源涵養機能の一端を担っています。

計画区内の国有林野の人工林率は60%と高い水準にあり、この森林蓄積の約9割が10齢級以上と森林資源として成熟した林分となっており、公益的機能の高度発揮を図りつつ、木材の安定供給に努めることとしています。このほか、国有林野の貸付けを通じて、地元神石高原町の主要産業の一つである畜産業の振興にも寄与しています。

森林計画区内における森林面積の割合



齢級別面積



注1 各データは令和7年現在。
 注2 四捨五入等により内訳と合計が合わない場合がある。
 注3 齢級とは、5年をひとくりにし、林齢1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級、以下、3齢級、4齢級と続く。

2 計画策定にあたってのポイント

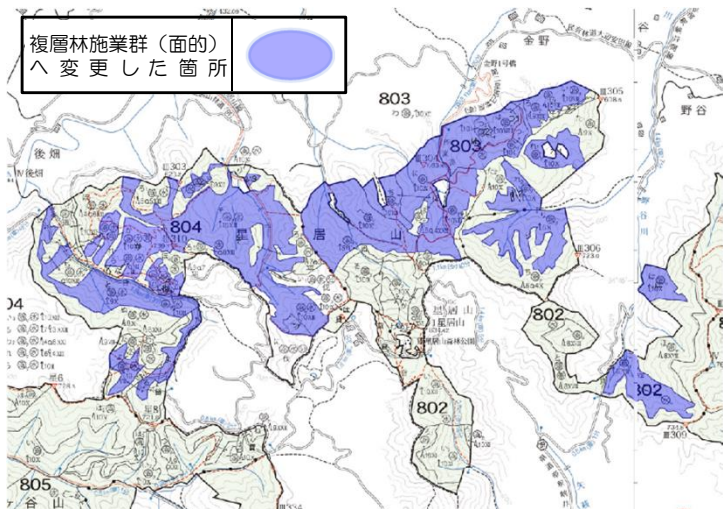
(1) 森林の有する多面的機能の発揮に向けた施業群の変更

森林・林業基本計画において、急傾斜地や林地生産力の低い森林のうち、公益的機能と木材等生産機能の発揮を同時に期待する森林については、帯状等の伐採と植栽による確実な更新より育成複層林へと誘導することとされています。

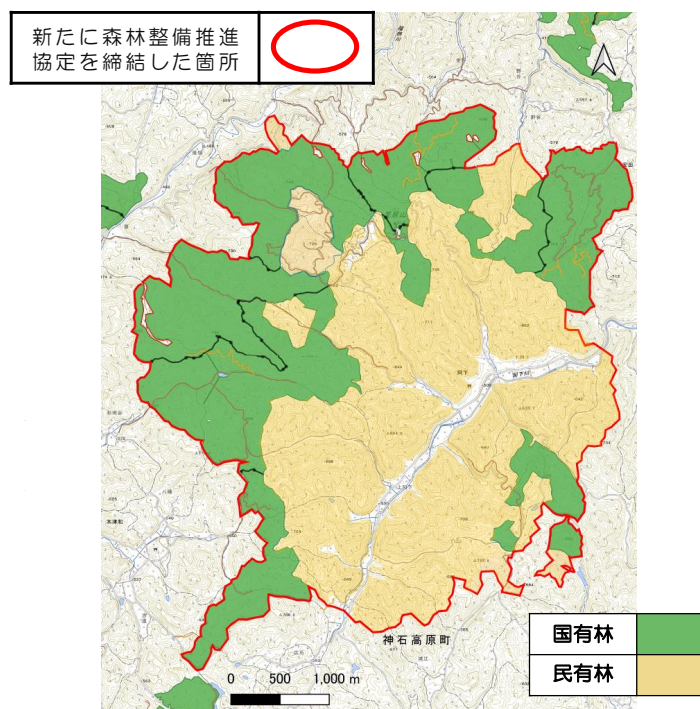
このため、水源涵養^{かん}タイプの人工林のうち一定の条件に見合うものについては、育成複層林へ誘導する施業を行う「複層林施業群（面的）」へ変更しました。

施業群	新計画 (ha)	現計画 (ha)	現計画比 (ha)	変更前の施業群
複層林施業群（面的）	246.92	—	+246.92	複層林施業群 分散伐区施業群

【育成複層林へ誘導する（代表的な）国有林】



(2) 民有林と連携した施業を推進するための協定締結



地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域では、森林整備協定を締結するとともに森林共同施業団地を設定し、民有林と連結した路網の整備と相互利用の推進、民有林と協調を図っています。

本計画では、既存の1団地に加え、地元森林組合や水源林整備事務所を相手方として、新たに1箇所の協定を締結し団地を設定しました。

【新たに団地を設定した国有林の林況】



名称	対象地・協定者		
阿下区域 森林共同 施業団地	民有林	944ha	神石郡森林組合 広島水源林整備事務所
	国有林	798ha	通ヶ谷山国有林外4
	計	1,742ha	

3 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 主要事業量（令和8年度～令和12年度：5か年）

森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、592ha（6.2万m³）の間伐を実施し、間伐材の有効利用に努めます。

また、195ha（6.3万m³）の主伐を実施します。

事業区分		新計画	現計画	増減事由
伐採総量	主伐	195ha（62,537m ³ ）	190ha（61,157m ³ ）	複層林誘導のための伐採指定の増
	間伐	592ha（61,508m ³ ）	535ha（53,751m ³ ）	間伐対象林分の増
更新総量	人工造林	191.32ha	241.76ha	対象箇所減少に伴う減
	天然更新	—	—	—
保育総量	下刈	733.03ha	765.77ha	人工造林の減少に伴う減
	除伐	32.61ha	34.04ha	対象箇所減少に伴う減
林道事業	開設	750m	1,250m	森林整備箇所に応じた減
	改良	1,050m	2,130m	修繕箇所の減少に伴う減
治山事業	保全施設	2箇所	2箇所	—
	保安林の整備	—	30.08ha	整備対象森林の減少に伴う減

注1 主伐とは、利用期に達した樹木を伐採し収穫すること。間伐と異なり伐採した後に更新を行う。

2 間伐とは、育てようとする樹木どうしの競争を軽減するため、混み具合に応じて一部の樹木を伐採すること。

3 更新とは、伐採等により樹木がなくなった箇所において、植林を行うことや自然力の活用等により森林の世代が替わること。

4 除伐とは、育てようとする樹木の生長を妨げる他の樹木を刈り払う作業。通常、育てようとする樹木の枝葉が互いに接する状態になるまでの間に行う。

(2) 治山事業

治山事業は、民有林治山事業と連携し、自然環境の保全への配慮や木材利用、コスト縮減等に努めながら、荒廃地の整備、災害復旧、保安林の整備等を計画的に実施します。

本計画区では、豪雨等により荒廃した山地において、荒廃溪流への治山ダム施工などを行うとともに、山腹工施工箇所の修繕工事を計画しています。

【豪雨により崩壊した斜面に施工された山腹工】

【本数調整伐実施と伐採（間伐）木を使った丸太筋工】



4 林産物の供給に関する事項

木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

列状間伐、路網、高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な間伐を推進するとともに、自然条件・社会的条件を考慮して主伐を実施し、木材供給に取り組めます。

また、伐採・搬出した木材を製材工場等の需要者に直接販売する「国有林材の安定供給システム販売」を推進することにより、地域における計画的かつ安定的な木材供給体制の構築に努めます。

【ザウルスロボによる路網作設】



通ヶ谷山国有林（神石高原町）

【土場でのはい積み】



借り上げ民有地（神石高原町）

【スイングヤードによる集材】



星居山国有林（神石高原町）

【フォワーダによる運材】



星居山国有林（神石高原町）

【プロセッサによる造材】



星居山国有林（神石高原町）

【フォワーダへの積込み】



北榎山国有林（神石高原町）

5 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 分収林に関する事項

森林資源の確保に対する国民的な要請が高まっている中で、社会貢献活動としての森林づくりに自ら参加・協力したいという国民や企業等の要請に応えるため、分収林制度を活用した住民等による水源林の造成や企業等による社会・環境貢献制度として分収造林の設定を行っており、森林整備を推進します。

本計画区では19件を設定しています。

【分収造林地新植6年目の様子】



星居山国有林（神石高原町）

(2) 森林環境教育の推進

国有林野の豊かな森林環境を子どもたちに提供するため、学校、自治体、NPO、森林インストラクター、民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、都市や農山漁村などの立地や地域の要請に応じた森林環境教育に取り組めます。

本計画区では、地元中学生を対象とした植樹体験を継続的に実施しています。

【植樹体験を行う地元中学生】



南榎山国有林（神石高原町）